

税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針

平成24年1月27日
千葉県債権管理連絡会議

1 はじめに

負担金、使用料、貸付金などの県が有する債権は県民の貴重な財産であり、また県民負担の公平性・公正性を確保する観点からも、適正な債権管理、債権回収に努めなければならない。

県においては、平成20年1月に千葉県債権管理連絡会議（会長：総務部次長。以下「連絡会議」という。）を設置、2月には「債権管理の適正化のための取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定し、収入未済の縮減に向けた取組を全庁的に推進してきたところである。

これまでの間、各部局の取組により、現年新規発生額は抑制傾向にあるものの、収入未済額全体としては累増していることから、更に取組を継続、強化し、効果的かつ効率的な整理・回収によって、早期に収入未済額を縮減させる必要がある。

そこで、債権回収強化の再徹底、進行管理の徹底、債務者区分の明確化等の点について、以下に示す方針で取組を強化する。

2 収入未済額の推移と課題

(1) 収入未済額の推移

平成19年度末から22年度末の収入未済額は次のとおりである。

(単位：千円)

| | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般 会 計 | 負担金 | 79,427 | 76,974 | 91,415 | 93,075 |
| | 使用料及び手数料 | 424,490 | 390,210 | 389,339 | 393,754 |
| | 財産収入 | 153 | 10 | | |
| | 諸収入 | 1,518,971 | 1,650,259 | 1,620,326 | 1,638,320 |
| | 貸付金元利収入 | 22,267 | 20,630 | 20,107 | 19,065 |
| | 雑入 | 1,202,072 | 1,279,404 | 1,225,448 | 1,213,442 |
| | 過料 | 294,632 | 350,225 | 374,772 | 405,813 |
| | 一般会計合計 | 2,023,041 | 2,117,453 | 2,101,080 | 2,125,149 |
| 特別 会 計 | 母子寡婦福祉資金 | 357,129 | 367,231 | 382,259 | 384,388 |
| | 日本コンベンションセンター国際展示場事業 | 2,316 | 2,316 | 2,316 | 2,316 |
| | 小規模企業者等設備導入資金 | 54,300 | 53,569 | 50,262 | 47,787 |
| | 農業改良資金 | 76,035 | 97,522 | 95,357 | 93,932 |
| | 林業・木材産業改善資金 | 4,242 | 10,528 | 15,603 | 44,061 |
| | 奨学資金 | 110 | 1,008 | 14,299 | 23,573 |
| | 流域下水道事業 | 432 | | | |
| | 特別会計合計 | 494,564 | 532,174 | 560,096 | 596,057 |
| 普通会計合計 | | 2,517,605 | 2,649,627 | 2,661,176 | 2,721,206 |
| 公 営 企 業 | 水道局 | 1,040,015 | 576,503 | 763,283 | 697,537 |
| | 企業庁 | 2,994 | 3,920 | 1,378 | 1,154 |
| | 病院局 | 464,138 | 401,355 | 447,014 | 433,218 |
| | 公営企業会計合計 | 1,507,147 | 981,778 | 1,211,675 | 1,131,909 |

(2) 課 題

「連絡会議」の設置以降、全庁的な指針となる「取組方針」を策定し、庁内統一のマニュアルである「債権管理適正化の手引き」の作成に取り組んできた。

また、各債権主務課へのヒアリングを実施し、個別の課題や困難事案への対応策を検討するとともに、個別マニュアルの作成に対する支援、外部講師を招いての担当者研修会を実施するなど、様々な取組を行ってきた。

一方で、この4年間における収入未済額は年々累増している事実からも、滞納の未然防止、債権回収の強化、債権の適切な整理の取組が十分に行われてきたとは言い難い状況である。

具体的には次のような改善すべき課題が明らかになった。

○債権の回収強化への取組

- ・住民票調査、不動産登記簿調査といった基本的な調査が不十分である。
- ・納付書送付に終始し、債務者との交渉が不十分である。

○滞納原因や回収可能性に応じた債務者管理

- ・各債権主務課における現況把握が不十分なため、今後の回収・整理方策の検討が困難となっている事例が認められる。

○長期滞納債権の管理

- ・すでに時効期間が経過しているが未援用の債権が認められる。
- ・長期僅少額分納者などが認められる。

○その他

- ・強制徴収公債権に関し、税務当局との連携を望む声が多い。
- ・個人情報保護、守秘義務の観点から財産調査等が困難。
- ・私債権に関する債権管理条例など不納欠損の統一基準を望む声がある。

3. 今後の取組方針（強化方針）

「債権管理の適正化のための取組方針」（平成20年2月）に掲げた基本方針の趣旨を引き継ぎ、以下に示す方針で、債権管理の適正化の取組を強化する。

(1) 債権回収強化の再徹底

「債権管理の適正化のための取組方針」（平成20年2月）に掲げた基本方針について再徹底を図るとともに具体的取組の厳守を求める。

総務部行政改革推進課は、基本方針、具体的取組の趣旨、内容を周知徹底するとともに、必要な場合には効果的な助言、支援を行う。

(2) 進行管理の徹底

ア 債権管理連絡会議による進行管理

連絡会議をより実効性のあるものとするため、個別案件に係る整理回収方針等についても協議し、適切な措置を講ずるよう、債権主務課に助言する。

イ 行政改革推進課、債権主務課による進行管理

総務部行政改革推進課は、少なくとも年1回、収入未済が発生している主務課に対しヒアリングを実施し、整理・回収の進捗状況や妥当性を継続的に検証する。なお、事務の主体が出先機関である債権主務課においても同様の取組を求める。

(3) 債務者区分の明確化

債権保全の状況や整理回収の進捗状況の把握、また今後の対応策の検討のため、債務者の履行状況に応じた区分を明確化することとし、早急に具体的手法を検討する。

(4) 長期滞納債権の整理促進

長期滞納債権について、回収強化を原則とするが、著しく回収が困難、超長期間の分納、あるいは消滅時効の要件に該当するなど、債務者の置かれた状況を慎重に見極めたうえで必要な措置を講じるなど、整理を促進する。

(5) 税務当局による支援

各債権主務課で行われている整理・回収を効率的、効果的に進めるためには具体的かつ実践的な支援が必要であることから、次のとおり税務当局による支援措置を講じる。

なお、実施に際しては、総務部行政改革推進課が立案し、税務課、債権主務課等との調整を経て行うものとする。

ア 税務研修、実務研修等の活用

税務初任者向け研修や実務研修等を活用し、国税徴収法や地方税法等の運用に関し理解を深める。

イ 巡回指導による徴収実務の徹底

研修成果を高める、あるいは取組が低調な課所等に対する督励のため、徴収実務に関する巡回指導を実施する。

なお、指導事項については、以後定期的に改善結果の報告を求めることとし、進捗が見られない場合は、その原因と程度に応じて連絡会議に諮ることとする。

ウ 滞納整理に際しての連携強化

強制徴収権を有する公債権にあつては、県税と同様自力執行権が付与されていることから、徴収ノウハウを有する税務当局との連携強化に努める。

具体的には、滞納者の財産情報の共有、あるいは一定の滞納整理を共同で行うなど、連携手法について検討し、結論を得たものから順次実行に移す。

エ 換価、公売の促進

差押済財産の換価、公売を促進するため、収税実務研修への参加や、県税事務所での実地見学等、具体的事案を通じて培ったノウハウの提供を行う。

オ 整理・回収事務に関する協力関係の構築

税務当局と各債権主務課、あるいは各債権主務課相互の連携を深め、整理・回収事務に関する協力関係の構築に取り組む。

具体的には、行政改革推進課の主催による意見交換会、情報交換会の実施や滞納整理事例の収集・提供などを通し、担当職員が相互に協力し合える関係作りに努める。

(6) 債権管理基準等の検討

債権管理について組織的な対応を促すため、例えば部局単位で「債権管理取扱指針」を策定するなど組織的対応の強化に努める。併せて、全庁的な取扱基準について、各部局の管理状況を踏まえて、連絡会議において検討することとする。

(7) 債権の保全措置の研究

行政代執行経費の求償すべき原因者の範囲や着手前の債権保全措置の可能性、あるいは県営住宅における代理納付制度の厳格な運用など、債権の保全に必要な研究に努める。

(8) モラル向上への取組

負担金、使用料、貸付金、過料等、県が有する債権は、いずれも行政としての施策を遂行した結果生ずるものであり、各債権主務課において、その施策の効果、実績等について広くPRし、債務履行の必要性について世論の醸成に努める。

(9) その他中長期的な課題への対応

他の地方公共団体においては、債権回収・整理事務を集約化し、処理を一元化する動きがあり、今後このような動きも参考にしつつ、本県における回収事務の在り方について研究していく。また、事務の効率化の観点から、サービサー委託

等、民間能力の活用拡大について検討を行う。

4. 目標の設定

(1) 県の収入未済額が集計ベースで前年度を下回ること

県が有する債権は、負担金、使用料、貸付金など制度に基づき継続・反復して発生するものや、行政代執行求償権、補助金返還金等、個別・突発的に発生するものなど、多種多様であり、一律に数値目標を設定するが困難であることから、県全体としての収入未済額が前年度を下回ること为目标とする。

(2) 個別債権における進行管理上の目標設定

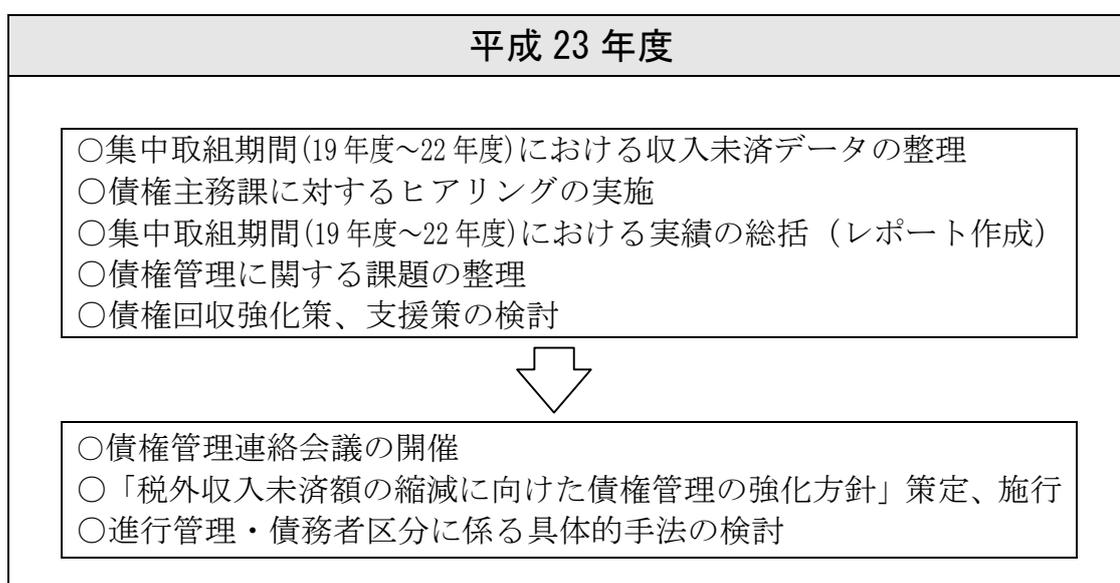
個々の債権の実態に応じて、整理・回収に係る進行管理上必要と認められる場合は、収入未済の残高のみならず、滞納処分や法的措置等の実施件数・金額、あるいは執行停止や債権放棄等の整理について、一定期間における努力目標を設定する。

5. スケジュール

(1) 強化期間の設定

平成23年度から平成25年度を、収入未済額の縮減に向けた債権管理適正化の強化期間とする。

(2) 平成23年度及び平成24年度以降の具体的スケジュール



平成 24 年度以降（毎年度）

- 当該年度スケジュールの提示
- 税務研修（徴収）への参加募集等
- 前年度収入未済額の現況調査実施（前年度との比較、要因分析）
- 債権管理基準の検討



- 債権主務課とのヒアリング（取組の進行管理、連絡会議での協議事項の抽出）
- 取組低調課所等への巡回指導
- 情報交換、意見交換の実施、税及び債権主務課間の連携方法の検討、試行



- 債権管理連絡会議の開催
（進行管理、情報交換、意見交換、個別債権の整理・回収方針等の協議）



- 債権管理連絡会議の開催
（新たな課題が生じた場合等、必要に応じて）

研究課題

収入未済額の縮減に向け、当面、以下のテーマについて研究を進め、その成果について債権管理連絡会議に報告するものとする。

(1) 債権の整理・回収に係る専門組織のあり方

他の地方公共団体の取組や庁内のニーズを踏まえ、効果的かつ効率的な整理・回収に資する組織のあり方について研究を行う。

(2) 民間能力活用の拡大

公金の債権回収業務について、債権回収会社（サービサー）等への委託拡大を念頭に、法令上の制約を考慮しつつ、委託業務の範囲について整理するとともに、全国の事例収集等により、多様な委託形態について研究を行う。